漁業等の種類	船質	総トン数五トン以上の動力漁船					無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船
		総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五トン以上二十トン未満		
底びき網漁業（Ⅰ）	木船	一・二五％	三・〇七％	二・三七％	一・五三％	〇・七〇％	
	鋼船						
底びき網漁業（Ⅱ）	木船	一・二五％	二・七四％	二・〇六％	一・七五％	〇・三七％	
	鋼船						
以西底びき網等漁業	木船	〇・八四％	一・七四％	一・六六％	一・四二％	〇・三七％	
	鋼船						
まき網漁業	木船	一・一〇一％	二・三六％	二・五一％	二・六〇％	一・六七％	
	鋼船						
漁業取締り等	木船	〇・四〇％	〇・六四％	〇・七八％	〇・九八％		
	鋼船						

(二)　全損及び救助費を塡補の対象とする場合

漁業等の種類	船質	総トン数五トン以上の動力漁船					無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船
		総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五トン以上二十トン未満		
近海等漁業（Ⅰ）	木船	〇・四六％	一・一八％	一・三〇％	一・五三％	〇・七〇％	
	鋼船						
近海等漁業（Ⅱ）	木船	〇・四六％	一・一八％	一・三〇％	一・〇九％	〇・四五％	
	鋼船				一・〇五％	〇・四二％	
内海漁業	木船	〇・三三％	一・〇六％	一・三八％	一・五五％	〇・六二％	
	鋼船				〇・六一％	〇・三六％	
内湾及び内水面漁業	木船	〇・三三％	一・〇六％	一・三八％	一・四二％	〇・五四％	
	鋼船				〇・七二％	〇・三八％	
かつお・まぐろ漁業	木船	〇・五〇％	一・〇八％	一・四七％	一・六九％		
	鋼船			一・五五％	一・三〇％		
いか釣り漁業	木船	〇・五〇％	一・〇八％	一・四七％	一・六九％		
	鋼船						
底びき網漁業（Ⅰ）	木船	〇・七五％	一・四二％	一・八四％			
	鋼船						
底びき網漁業（Ⅱ）	木船	〇・八三％	一・二三％	一・〇四％	一・四一％		
	鋼船				一・二一％		
以西底びき網等漁業	木船	〇・五〇％	〇・八三％	〇・七九％			
	鋼船						

漁業等の種類	船質	総トン数百トン以上	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五トン以上二十トン未満	総トン数五トン未満の動力漁船	無動力漁船
まき網漁業	木船	一・三〇％	一・二五％	〇・八一％	〇・六〇％		
	鋼船	〇・八三％					
漁業取締り等	木船	〇・四九％	〇・三九％	〇・四〇％	〇・三八％	〇・二四％	
	鋼船						

注1　この表の数値は、第七項の規定による割増し及び割引を行わない場合における漁船の通常純保険料率（以下「通常純保険料基準率」という。）である。

2　この表の漁業等の種類の欄に掲げる二以上の漁業等を併せ行う漁船の通常純保険料基準率は、前項の規定にかかわらず、当該漁船につき同項の規定により定まる通常純保険料基準率のうち最も大きいもの（以下この項において「最大基準率」という。）とする。ただし、保険期間が一年以上である漁船保険にあっては、組合員又は組合員たる資格を有する者が一保険期間（満期保険にあっては、一保険料期間）内における最大基準率に係る漁業等の従事日数を六十日未満に限ることとして保険の申込みをした場合（満期保険にあっては、その保険料期間の開始の日の前日までに漁船保険組合への通知をした場合）には、当該漁船の通常純保険料基準率は、当該漁船につき前項の規定により定まる通常純保険料基準率のうち最大基準率の次に大きいもの（最大基準率が二以上ある場合にあっては、当該最大基準率）とする。

3　総トン数百トン以上の漁船につき、全損、特定分損（漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第三十三条の特約において、沈没、座礁、衝突（氷との衝突を除く。）及び火災の原因によって生じた分損のみを塡補することとされている場合における当該分損をいう。以下同じ。）及び救助費を塡補の対象とする場合には、当該漁船の通常純保険料基準率は、当該漁船につき全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合において前二項の規定により定まる当該漁船の通常純保険料基準率に百分の八十三を乗じて得た率とする。

4　総トン数百トン以上の漁船につき、分損又は特定分損において塡補の対象となる分損の額から百万円を控除して塡補する場合には、当該漁船の通常純保険料基準率は、当該漁船につき全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合において前三項の規定により定まる当該漁船の通常純保険料基準率に百分の八十五を乗じて得た率とする。

5　漁船につき、特別救助費（漁船損害等補償法施行規則第二十一条第一項第二号に掲げる額をいう。以下同じ。）を塡補の対象とする場合には、当該漁船の通常純保険料基準率は、当該漁船につき前各項の規定により定まる通常純保険料基準率に、全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合において第一項及び第二項の規定により定まる当該漁船の通常純保険料基準率の百分の一に相当する率を加えて得た率とする。

6　保険の目的たる漁船が漁業用ソナー設備（魚群探知を目的として使用される音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置であって、垂直方向以外の方向に使用することができるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合であって、当該漁船につき、全損、分損（特定分損を含む。）及び救助費を塡補の対象とするとき（特別救助費を塡補の対象とするときを含む。）には、当該漁船の通常純保険料基準率は、当該漁船につき前各項の規定により定まる通常純保険料基準率に百分の百十（当該漁業用ソナー設備に備えられる送受波器のいずれかに外被を有しないものが存在する場合にあっては、百分の百二十）を乗じて得た率とする。

7　保険の目的たる漁船が次に掲げる漁船に該当する場合には、当該漁船の通常純保険料率は、前各項の規定により定まる当該漁船の通常純保険料基準率に次に掲げる割増率若しくは割引率又はこれらを加減して得た率を乗じて得た率を、当該通常純保険料基準率に加減して得た率とする。